

政策決定会議概要（8月20日開催分）

日 時 平成30年8月20日（月曜日）14時～14時30分
場 所 市役所本館2階 会議室

【案件】箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業に係る特定事業の選定、箕面市立船場広場条例の制定及び箕面市立駐車場条例の改正について

出席者

委 員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長
担当部 地域創造部長、同副部長、同北急まちづくり推進室長、同交通政策室長
みどりまちづくり部長、同副部長、同公園緑地室長
事務局 政策補佐監、市政統括政策推進室職員

確認事項

- ・特定事業の選定について
- ・船場広場条例案及び箕面市立駐車場条例の改正案について

結 論

- ・箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業に係る特定事業の選定について、了。債務負担行為に係る補正予算案を箕面市議会第3回定例会に提出すること。
- ・条例案についていずれも了とし、箕面市議会第3回定例会に提出すること。

質疑・意見等

Q: 本事業を市が直接実施せず、PFI事業として実施する理由は何か。

A: 市が直接実施する場合に比べて、一括受注による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫が期待でき、建設費用の縮減が見込まれるため。また、PFI事業として実施することで、施設整備との一体事業化、長期運営等の効果が発生し、維持管理費用の縮減などが見込まれる。

Q: PFI事業として実施することによる費用縮減額の見込みはいかほどか。

A: 従来方式と比較して、PFIのコスト削減率は9.1%と試算している。

Q: PFI事業の今後の進め方は。

A: 10月に入札公告後、平成30年度中に事業者と契約締結予定。また平成31年度～平成32年度に施設を整備し、平成33年4月から供用を開始する予定。議会関係では、9月議会に債務負担行為を提案する。

Q: 船場広場条例の内容は、既存の公園関係の条例と整合が取れていると理解してよいか。

A: 既存条例との整合は取れている。既に設置されている「箕面市立かやの広場」等と同様に、地区内デッキと駅前広場の設置を規定するとともに、指定管理者制度で運用するために、施設利用の許可範囲、利用料金等に関する必要な事項を規定。

なお、今回の整理の中で、箕面市立かやの広場条例において、他の公園と同等の「起居の場所とすること。」「物件を放置し、又は正当な理由なく存知すること。」の禁止行為規定を追加すべきと判断し、今回の制定条例の附則において併せて改正することとした。

Q: 今回の駐車場条例の改正を以って、箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅周辺の駐車場、駐輪場に関する条例の整備は完了と理解してよいか。

A: 設置に関してはそのとおりである。ただし、施設名称が仮称、かつ、所在地の正式な住居表示が未実施の施設については、名称と所在地の決定に伴う条例改正をお願いする予定だが、時期については現時点で未定。

Q: 新たに設置する船場広場、駐輪場の営業（貸出）日・営業（貸出）時間、利用料金は、どのようになるのか。

A: 基本的には、現在の他の駐輪場・かやの広場を倣うよう公募した上で、指定管理者からの提案を受け市が承認する。

以上